

◆◆◆安全衛生規則抜粋◆◆◆

- 1.身なりについて（第102条・第103条・第106条・第123条）
- (1) 作業服：機械に巻き込まれたり、物に引っ掛けたりしない安全な服装とすること。
- (2) ヘルメット：作業中は保護帽を着用し、あごひもを確実に締めること。
- (3) 安全帯：構内では安全帯を着用し、墜落の恐れがある次の作業では必ず使用のこと。
- A) レーダーマスト、足場、ゴンドラ、クレーン専用の搭乗設備上での作業等。
- B) その他の墜落の恐れがある2m以上の高所作業
- C) 6.75m以上の高所での作業および高所作業車乗車時はフルハーネス型墜落防止器具を使用のこと。
- D) 乗下船用ゴンドラに乗る際は、胴型墜落防止器具（安全帯）を使用のこと
- (4) 安全靴：足の災害防止のため、作業に適した安全靴・足力バーの着用。
- 2.保護具着用について（第137条～第139条・第104条）
- (1) 遮光メガネ：アーク、ガス溶接作業等、有害な光線を発する作業では着用のこと。
- (2) マスク：塗装、錆落とし、砂落とし、グラインダー掛け、酸洗い、アーク溶接、ガウジング、ガス溶接作業等で、有毒なガス、蒸気、粉塵が飛散する場所では有効なマスク着用のこと。
- (3) 耳栓：強烈な騒音を発する場所での作業。
- (4) 防塵メガネ：グラインダー、その他、物の飛散による危険がある作業。
- 3.災害防止（第42条）
- (1)喫煙については、必ず次の事項を遵守のこと。
- 1)指定された場所以外で喫煙しないこと。
- 2)くわえたばこで作業したり、歩きながら喫煙しないこと。
- 3)吸い殻入れを勝手に移動したり、その中へ紙屑。ウエス等の可燃物を捨てないこと。
- 4)吸い殻入れは安全なものを使用し、退場時には十分な防火処置をすること。
- 5)作業時間中は禁煙（作業工程の関係で休憩時間がずれた場合を除く）
- ※作業時間： 8：00～10：00 10：10～12：00 13：00～15：00 15：10～17：00
- ※作業時間： 10：00～10：10 12：00～13：00 15：00～15：10
- 4.火気使用
- 火気を使用する場合は、事前に必ず担当技師の許可を得た上で指示に従うこと
- (1)消火器2本以上および消火用水ホース等、作業場へ準備すること。
- (2)酸素、ガスホースに関しては毎日点検し、損傷・摩耗による漏れのないことを確認して使用すること。
- (3)使用する抵抗器、ガスタンポには使用する者の名札をかけること。
- (4)“火気使用許可制”の船では、指定された許可書等を担当技師へ事前に提出の上許可を取ること。
- また火気工事使用箇所には指定されたピン（緑色）を火気ボードへ刺すこと。
- 5.整理・整頓・清潔・清掃（第142条・第143条）
- 安全かつ衛生的な作業環境維持のため、整理整頓の励行および作業場の清潔に留意し清掃を行い、廃棄物は必ず指定の容器へ捨てること。
- 6.入退場時刻の記録
- 外来者入退場簿に、毎日始業前、終業後、必ず各自の入退場時刻を記入のこと。
- 7.当社安全衛生管理基準により、作業責任者は統括安全衛生調整会議への出席が事務付けられています。出席の必要性については担当技師が判断しますので、指示に従ってください。
- （安全衛生調整連絡会議は、平日15：10よりコンテナハウスにて開催します）
- 8.船陸交通手続きの必要な船舶で作業を行う場合は、必ず税関手続きを行ってください。
- 9.地震・津波発生時の避難場所および避難経路については、別紙の指示に従ってください。
- 10.夜間20時を過ぎて作業する場合は届け出が必要です。工事担当者に必ず連絡してください。
- 11.無許可での写真撮影およびSNS等へのアップロードは禁止しています。

・・・・・・・・・・誓約書（工作部長殿）・・・・・・・・・・

本船” ”の 工事に従事する当社作業者は、貴社が実施する統括安全衛生管理（労働安全衛生法に規定されたもの）に従い、貴社の安全衛生規則を遵守し、安全指示に従って作業を行います。尚、万一本件に関わる事故発生の場合は、当社の責任において処理致します。

会社名： TEL：

責任者： ㊞ 工事期間：

氏名	年月日	労災保険番号	自宅TEL・連絡先相手名	血液型	健康状況	健康診断	宿泊先
由良 太郎	2000/1/2	〇〇〇〇	000-000-0000妻	A	良	2025/4/1	〇〇ホテル